

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律が設けられている。また、本日、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。改正法による改正後の事業法の趣旨を踏まえた適切な対応が徹底されることにより、モバイル市場の公正な競争が促進され、利用者利益の保護が図られることが期待される。

このような中で貴社が本日から提供している割賦により販売した端末の残債を免除するプログラムは、端末の購入代金が「最大半額」になると説明されているところ、「プログラム料」の支払や当該端末の返還等が条件とされ、プログラム加入者が実際に負担する金額が端末の購入代金の半額となるものでない中で、端末代金の残債免除の額という部分のみに着目して利用者に対していたずらに訴求することは、仮にいわゆる打消し表示が行われていたとしても、利用者误解を生じさせる可能性がある。

また、プログラム加入時に購入する端末及び残債免除を受ける条件として購入する端末について SIM ロックを設定し、購入から 100 日後までの期間は当該 SIM ロックを解除することができないこととされていることから、プログラム加入者のうち貴社と通信契約を結んでいない者や貴社から乗り換えて他の事業者と通信契約を結ぶ者は、その期間は購入した端末を使用することができず、混乱を来すおそれがある。

このように、当該プログラムについては、プログラム加入者に混乱を来し、不利益を与えるおそれがあることから、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

記

- 1 当該プログラムに係る実質的な負担額についてプログラム加入者が誤解することがないように、加入者に対する当該プログラムの広告等について必要な見直しを行うとともに、加入者に対する不適切な勧誘や説明が行われないよう、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 利用者以外のプログラム加入者が購入した端末を即時に使用できるようにすることその他 SIM ロックに関して必要な改善策を検討し、速やかに実施すること。
- 3 次のとおり、総務省に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。
 - ① 1 及び 2 に基づき講じる措置の内容及びその実施状況について、適宜の様式により、本年 10 月末、同年 12 月末及び令和 2 年 3 月末時点の状況を、それぞれ当該月の翌月の 10 日までに報告すること。
 - ② 当該プログラムの収支に関する考え方について、適宜の様式により、本年 10 月末までに報告すること。その際、プログラム料の考え方並びに返却される端末の状態の見込み、売却価格の下落の見込み等の返却を求める端末の価値の見込み、残債免除（通信役務の利用者が残債免除を行わなかった際のポイント返却等を含む。）が行われる割合及び時期の見込み等について具体的に明示すること。
 - ③ ②により報告した当該プログラムの収支に関する見込みについての実際の状況について、適宜の様式により、四半期ごとに当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - ④ 本年 10 月以降の当該プログラムの収支について、様式 1 により、四半期ごとの収入（割賦代金、プログラム料、返却された端末の売却額及びその他に区分すること。）及び支出（端末の調達費用及びその他に区分すること。）の額を、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - ⑤ 本年 10 月以降の当該プログラムに関する次の状況について、様式 2 により、四半期ごとに、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとの当該プログラムの加入の状況、購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況及び残債免除の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から 3 月間における月ごとのプログラム加入者の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況
 - ⑥ ③から⑤までによる報告について、初回の報告は、令和 2 年 2 月末までに行うこと。

以上

(様式1)

端末の残債を免除するプログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	金額
収入状況	
割賦代金に係るもの	
プログラム料	
返却された端末の売却額	
その他	
支出状況	
端末の調達費用	
その他	
参考事項	

- 注1 当該プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 2 「収入状況」の項には、当該プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 3 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「プログラム料」の項には、当該四半期中に実際に得た当該プログラムの利用料の総額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、当該プログラムによる残債免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「支出状況」の項には、当該プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 7 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、当該プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

端末の残債を免除するプログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者の状況

	月		月		月	
	契約 件数	SIM ロ ック	契約 件数	SIM ロ ック	契約 件数	SIM ロ ック
自社の通信契約の利用者						
自社の通信契約の利用者以外						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
自社の通信契約の利用者(通信契 約を解約した者を含む。)			
自社の通信契約の利用者以外			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者の残債免除の状況

	金額		
	月	月	月
残債免除の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に加入した 者		当該四半期の前 四半期の1月目 に加入した者		当該四半期の前 四半期の2月目 に加入した者	
	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数
自社の通信契約の利用者						
100 日以内に通信契約を解 除した者						

	通信契約を継続している者						
	自社の通信契約の利用者以外						
	参考事項						

- 注1 「1（1） プログラム加入者の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した件数を月ごとに記載すること。
- 2 「1（1） プログラム加入者の状況」の「自社の通信契約の利用者」の項には、端末の販売時に当該プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結している者について月ごとに記載すること。
- 3 「1（1） プログラム加入者の状況」の「自社の通信契約の利用者以外」の項には、端末の販売時に当該プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 4 「1（2） プログラム加入者の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、当該プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 5 「1（3） プログラム加入者の残債免除の状況」の項には、当該プログラム加入者が受けた残債免除の総額を月ごとに記載すること。
- 6 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に加入した者」、「当該四半期の前四半期の1月目に加入した者」及び「当該四半期の前四半期の2月目に加入した者」の別に記載すること。
- 7 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 8 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。
- 10 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 湯浅 英雄 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律が設けられている。また、本日、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。改正法による改正後の事業法の趣旨を踏まえた適切な対応が徹底されることにより、モバイル市場の公正な競争が促進され、利用者利益の保護が図られることが期待される。

このような中で貴社が本日から提供している割賦により販売した端末の残債を免除するプログラムは、端末の購入代金が「最大半額」になると説明されているところ、「プログラム料」の支払や当該端末の返還等が条件とされ、プログラム加入者が実際に負担する金額が端末の購入代金の半額となるものでない中で、端末代金の残債免除の額という部分のみに着目して利用者に対していたずらに訴求することは、仮にいわゆる打消し表示が行われていたとしても、利用者误解を生じさせる可能性がある。

また、プログラム加入時に購入する端末及び残債免除を受ける条件として購入する端末について SIM ロックを設定し、購入から 100 日後までの期間は当該 SIM ロックを解除することができないこととされていることから、プログラム加入者のうち貴社と通信契約を結んでいない者や貴社から乗り換えて他の事業者と通信契約を結ぶ者は、その期間は購入した端末を使用することができず、混乱を来すおそれがある。

このように、当該プログラムについては、プログラム加入者に混乱を来し、不利益を与えるおそれがあることから、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

記

- 1 当該プログラムに係る実質的な負担額についてプログラム加入者が誤解することがないように、加入者に対する当該プログラムの広告等について必要な見直しを行うとともに、加入者に対する不適切な勧誘や説明が行われないよう、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 利用者以外のプログラム加入者が購入した端末を即時に使用できるようにすることその他 SIM ロックに関して必要な改善策を検討し、速やかに実施すること。
- 3 次のとおり、総務省に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。
 - ① 1 及び 2 に基づき講じる措置の内容及びその実施状況について、適宜の様式により、本年 10 月末、同年 12 月末及び令和 2 年 3 月末時点の状況を、それぞれ当該月の翌月の 10 日までに報告すること。
 - ② 当該プログラムの収支に関する考え方について、適宜の様式により、本年 10 月末までに報告すること。その際、プログラム料の考え方並びに返却される端末の状態の見込み、売却価格の下落の見込み等の返却を求める端末の価値の見込み、残債免除（通信役務の利用者が残債免除を行わなかった際のポイント返却等を含む。）が行われる割合及び時期の見込み等について具体的に明示すること。
 - ③ ②により報告した当該プログラムの収支に関する見込みについての実際の状況について、適宜の様式により、四半期ごとに当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - ④ 本年 10 月以降の当該プログラムの収支について、様式 1 により、四半期ごとの収入（割賦代金、プログラム料、返却された端末の売却額及びその他に区分すること。）及び支出（端末の調達費用及びその他に区分すること。）の額を、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - ⑤ 本年 10 月以降の当該プログラムに関する次の状況について、様式 2 により、四半期ごとに、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとの当該プログラムの加入の状況、購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況及び残債免除の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から 3 月間における月ごとのプログラム加入者の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況
 - ⑥ ③から⑤までによる報告について、初回の報告は、令和 2 年 2 月末までに行うこと。

以上

(様式1)

端末の残債を免除するプログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	金額
収入状況	
割賦代金に係るもの	
プログラム料	
返却された端末の売却額	
その他	
支出状況	
端末の調達費用	
その他	
参考事項	

- 注1 当該プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 2 「収入状況」の項には、当該プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 3 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「プログラム料」の項には、当該四半期中に実際に得た当該プログラムの利用料の総額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、当該プログラムによる残債免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「支出状況」の項には、当該プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 7 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、当該プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

端末の残債を免除するプログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者の状況

	月		月		月	
	契約 件数	SIM ロ ック	契約 件数	SIM ロ ック	契約 件数	SIM ロ ック
自社の通信契約の利用者						
自社の通信契約の利用者以外						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
自社の通信契約の利用者(通信契 約を解約した者を含む。)			
自社の通信契約の利用者以外			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者の残債免除の状況

	金額		
	月	月	月
残債免除の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に加入した 者		当該四半期の前 四半期の1月目 に加入した者		当該四半期の前 四半期の2月目 に加入した者	
	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数
自社の通信契約の利用者						
100 日以内に通信契約を解 除した者						

	通信契約を継続している者						
	自社の通信契約の利用者以外						
	参考事項						

- 注1 「1 (1) プログラム加入者の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した件数を月ごとに記載すること。
- 2 「1 (1) プログラム加入者の状況」の「自社の通信契約の利用者」の項には、端末の販売時に当該プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結している者について月ごとに記載すること。
- 3 「1 (1) プログラム加入者の状況」の「自社の通信契約の利用者以外」の項には、端末の販売時に当該プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 4 「1 (2) プログラム加入者の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、当該プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 5 「1 (3) プログラム加入者の残債免除の状況」の項には、当該プログラム加入者が受けた残債免除の総額を月ごとに記載すること。
- 6 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に加入した者」、「当該四半期の前四半期の1月目に加入した者」及び「当該四半期の前四半期の2月目に加入した者」の別に記載すること。
- 7 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 8 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。
- 10 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

割賦により端末を販売する際の販売手法の見直しについて（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的の中で、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めており、利用者の利益を保護するための具体的な規律が設けられている。また、本日、通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの是正を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が施行された。改正法による改正後の事業法の趣旨を踏まえた適切な対応が徹底されることにより、モバイル市場の公正な競争が促進され、利用者利益の保護が図られることが期待される。

このような中で貴社が本年 9 月 13 日から提供している割賦により販売した端末の残債を免除するプログラムは、端末の購入代金が「最大半額」になると説明されているところ、「プログラム利用料」の支払や当該端末の返還等が条件とされ、プログラム加入者が実際に負担する金額が端末の購入代金の半額となるものでない中で、端末代金の残債免除の額という部分のみに着目して利用者に対していたずらに訴求することは、仮にいわゆる打消し表示が行われていたとしても、利用者には誤解を生じさせる可能性がある。特に、当該プログラムの名称中に「半額」という表現がある点については、その名称中にいわゆる打消し表示があるものとは考えられず、利用者には著しい誤解を生じさせる可能性が高いものといわざるを得ない。

また、プログラム加入時に購入する端末及び残債免除を受ける条件として購入する端末について SIM ロックを設定し、購入から 100 日後までの期間は当該 SIM ロックを解除することができないこととされていることから、プログラム加入者のうち貴社と通信契約を結んでいない者や貴社から乗り換えて他の事業者と通信契約を結ぶ者は、その期間は購入した端末を使用することができず、混乱を来すおそれがある。

このように、当該プログラムについては、プログラム加入者に混乱を来し、不利益を与えるおそれがあることから、電気通信役務の利用者の利益を保護するため、下記のとおり要請する。

記

- 1 当該プログラムに係る実質的な負担額についてプログラム加入者が誤解することがないように、プログラムの名称中の「半額」の文言を含め、当該プログラムの広告等について必要な見直しを行うとともに、加入者に対する不適切な勧誘や説明が行われないよう、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること。
- 2 利用者以外のプログラム加入者が購入した端末を即時に使用できるようにすることその他 SIM ロックに関して必要な改善策を検討し、速やかに実施すること。
- 3 次のとおり、総務省に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。
 - ① 1 及び 2 に基づき講じる措置の内容及びその実施状況について、適宜の様式により、本年 10 月末、同年 12 月末及び令和 2 年 3 月末時点の状況を、それぞれ当該月の翌月の 10 日までに報告すること。
 - ② 当該プログラムの収支に関する考え方について、適宜の様式により、本年 10 月末までに報告すること。その際、プログラム利用料の考え方並びに返却される端末の状態の見込み、売却価格の下落の見込み等の返却を求める端末の価値の見込み、残債免除（通信役務の利用者が残債免除を行わなかった際のポイント返却等を含む。）が行われる割合及び時期の見込み等について具体的に明示すること。
 - ③ ②により報告した当該プログラムの収支に関する見込みについての実際の状況について、適宜の様式により、四半期ごとに当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - ④ 本年 9 月以降の当該プログラムの収支について、様式 1 により、四半期ごとの収入（割賦代金、プログラム利用料、返却された端末の売却額及びその他に区分すること。）及び支出（端末の調達費用及びその他に区分すること。）の額を、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - ⑤ 本年 9 月以降の当該プログラムに関する次の状況について、様式 2 により、四半期ごとに、当該四半期の終了後 2 月以内に報告すること。
 - (a) 当該四半期に属する月の月ごとの当該プログラムの加入の状況、購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況及び残債免除の状況
 - (b) 当該四半期の二期前の四半期の最終月から 3 月間における月ごとのプログラム加入者の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況
 - ⑥ ③から⑤までによる報告について、初回の報告は、令和 2 年 2 月末までに行うこと。

以上

(様式1)

端末の残債を免除するプログラムに係る端末販売の収支の状況等報告

年度第 四半期

事業者名 _____

	金額
収入状況	
割賦代金に係るもの	
プログラム利用料	
返却された端末の売却額	
その他	
支出状況	
端末の調達費用	
その他	
参考事項	

- 注1 当該プログラムに係る端末販売による収入及び支出の額について、当該四半期中の総額を記載すること。その際、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た額を記載すること。
- 2 「収入状況」の項には、当該プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 3 「割賦代金に係るもの」の項には、端末の割賦代金により当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 4 「プログラム利用料」の項には、当該四半期中に実際に得た当該プログラムの利用料の総額を記載すること。
- 5 「返却された端末の売却額」の項には、当該プログラムによる残債免除時に返却された端末を売却することで当該四半期中に実際に得た額を記載すること。
- 6 「支出状況」の項には、当該プログラムに係る端末販売により当該四半期中に実際に支出した額を記載すること。
- 7 「端末の調達費用」の項には、当該四半期中に実際に支出した、当該プログラムの加入者に販売した端末の調達に係る費用の額を記載すること。
- 8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。

(様式2)

端末の残債を免除するプログラム加入者のSIMロック等状況報告

年度第 四半期

事業者名 _____

1 (1) プログラム加入者の状況

	月		月		月	
	契約 件数	SIM ロ ック	契約 件数	SIM ロ ック	契約 件数	SIM ロ ック
自社の通信契約の利用者						
自社の通信契約の利用者以外						
参考事項						

1 (2) プログラム加入者の購入後 100 日以内 SIM ロック解除の状況

	件数		
	月	月	月
自社の通信契約の利用者(通信契 約を解約した者を含む。)			
自社の通信契約の利用者以外			
参考事項			

1 (3) プログラム加入者の残債免除の状況

	金額		
	月	月	月
残債免除の総額			
参考事項			

2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後 100 日以内の SIM ロック解除の状況

	当該四半期の 前々四半期の最 終月に加入した 者		当該四半期の前 四半期の1月目 に加入した者		当該四半期の前 四半期の2月目 に加入した者	
	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数	契約 件数	100 日 以内 SIM ロ ック解 除件数
自社の通信契約の利用者						
100 日以内に通信契約を解 除した者						

	通信契約を継続している者						
	自社の通信契約の利用者以外						
	参考事項						

- 注1 「1（1）プログラム加入者の状況」の「SIMロック」の欄には、端末の販売時にSIMロックのかかっている端末を提供した件数を月ごとに記載すること。
- 2 「1（1）プログラム加入者の状況」の「自社の通信契約の利用者」の項には、端末の販売時に当該プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結している者について月ごとに記載すること。
- 3 「1（1）プログラム加入者の状況」の「自社の通信契約の利用者以外」の項には、端末の販売時に当該プログラムに加入した者のうち、自社の通信契約を締結していない者について月ごとに記載すること。
- 4 「1（2）プログラム加入者の購入後100日以内SIMロック解除の状況」の各項には、当該プログラムに加入してから100日以内にSIMロック解除を行った件数を月ごとに記載すること。
- 5 「1（3）プログラム加入者の残債免除の状況」の項には、当該プログラム加入者が受けた残債免除の総額を月ごとに記載すること。
- 6 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の表は、「当該四半期の前々四半期の最終月に加入した者」、「当該四半期の前四半期の1月目に加入した者」及び「当該四半期の前四半期の2月目に加入した者」の別に記載すること。
- 7 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内SIMロック解除件数」の欄には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者について、加入から100日以内にSIMロック解除を行った件数を記載すること。
- 8 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「100日以内に通信契約を解除した者」の項には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者のうち、加入から100日以内に通信契約の解除を行った者について記載すること。
- 9 「2 当該四半期の二期前の四半期の最終月から3月間における月ごとのプログラム加入者の購入後100日以内のSIMロック解除の状況」の「通信契約を継続している者」の項には、それぞれの月に当該プログラムに加入した者のうち、通信契約を継続している者について記載すること。
- 10 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項に記載すること。